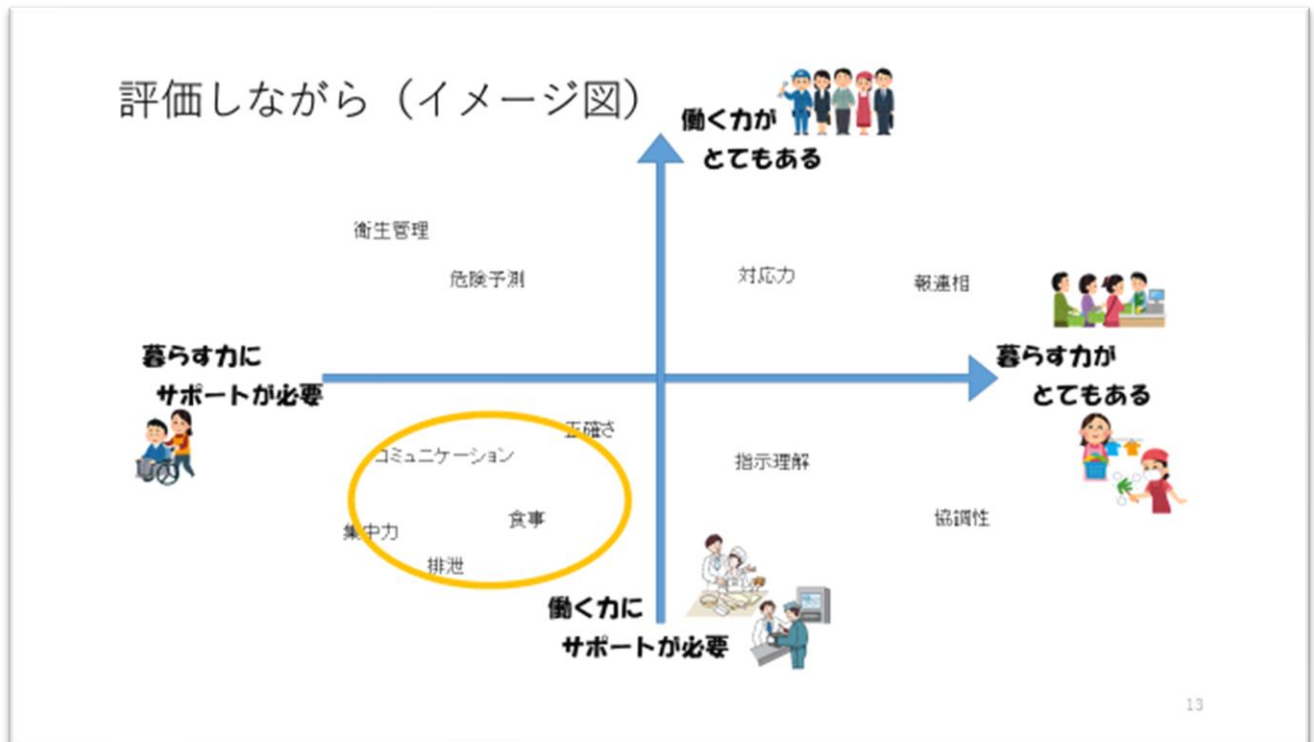


7 就労アセスメント

1 就労アセスメントとは 高等部3年生で実施

就労アセスメントとは、就労移行支援事業所等が面談や作業観察によるアセスメントを行い、支援対象者の就労面の情報（作業能力、就労意欲、集中力等）を把握するもの。



また、就労アセスメントは、地域の就労移行支援事業所で5日間実施される。この期間は就労移行支援のサービス利用となり、学校は公欠扱いとなる。

「就労移行支援事業」という福祉サービスの利用という扱いになるため、相談支援専門員に連絡・相談し、サービス等利用計画の作成、市町福祉課への申請が必要となる。「就労移行支援事業」は成人のサービスであり、児童のサービスである「放課後等デイサービス」との併用はできない。就労アセスメント実施日は放課後等デイサービスが利用できないので注意が必要である。

令和7年10月より、「就労選択支援」という福祉サービスが新設された。就労選択支援とは、本人の適性に応じた進路選択を支援するものである。本人が就労先や働き方について、よりよい選択ができるよう、就労アセスメントを活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するための参考情報とすることができる。特別支援学校の生徒については1年次から複数回の利用が可能となる。

能登地区で対応している事業所はまだない。(令和8年4月1日現在)石川県内では金沢市に4か所、かほく市に1か所開所している。能登地区で開所した際には改めてお知らせする。